

長崎ゆかりの作品フェア実施業務委託 仕様書

1 業務名

長崎ゆかりの作品フェア実施業務委託

2 業務目的

本業務は、小説や漫画等の長崎県を舞台とした書籍や、長崎県にゆかりのある作家の書籍（以下「長崎ゆかりの作品」という。）に関するフェアを実施することにより、県民が地域の文化的価値を再認識し、シビックプライドを醸成するとともに、県外の読書愛好者や作家のファンに本県の魅力を発信し、交流人口の拡大を図ることを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日まで

4 業務内容

(1) フェアの企画・運営

長崎ゆかりの作品に関するフェアを(2)の体験型・参加型企画と一体的に実施すること。

① 開催場所

- ・県内外の書店、図書館、ブックカフェ等の読書愛好者が多く集まる場所（以下「書店等」という。）とする。
- ・集客力、ターゲット層、書店等の協力体制等を総合的に勘案し、高い効果が期待できる場所を選定すること。
- ・以下の地域から少なくとも4か所を選定し、開催場所の拡大に努めること。
県内：長崎市（1か所）、佐世保市（1か所）
県外：東京都23区内（1か所）、名古屋市・大阪市・福岡市のいずれか（1か所）

② 書籍の選定

- ・フェアのコンセプトにふさわしい作品を選定すること。
- ・県内のフェアでは、開催地域にゆかりのある作品を中心に選定し、県外のフェアでは特定の地域に偏らず、県全体の魅力が伝わるよう配慮すること。

③ 手法・開催期間

- ・単なる展示にとどまらず、来場者が書棚へ足を運び、作品に手を伸ばしたくなるような工夫や仕掛けを盛り込むこと。
- ・開催期間は、各書店等で原則2週間以上実施すること。

④ 書店等との調整

- ・書店等の協力を得るため、フェアの趣旨を丁寧に説明すること。
- ・書店等とは、継続的に連絡・調整を行い、円滑な実施を図ること。

⑤ 「ながさきピース文化祭 2025」との連携

- ・県内のフェアでは、本県が令和7年9月14日から11月30日に開催する「ながさきピース文化祭 2025（第40回国民文化祭・第25回全国障害者芸術・文化祭）」との連携に努めること。

(2) 体験型・参加型企画の実施

長崎ゆかりの作品や、作品の舞台となった地域に関心を持つような体験型・参加型の企画を実施すること。

以下の例示はあくまで一例であり、これに限定されることなく、実効性を備えた創意工夫ある提案を行うこと。

【例】・書店等を拠点にした作品に関する謎解き、スタンプラリー等の回遊型イベント

- ・AR、VR、音声ガイド等を活用した物語への没入体験イベント
 - ・朗読に音楽や映像演出等を組み合わせた複合型のパフォーマンスイベント
 - ・長崎ゆかりの作品を対象としたブックレビュー投稿、読書ラリー
 - ・SNSを活用したPOP、キャッチコピーのコンテスト
- ・書店等以外でイベントを実施する場合は、参加者がその施設と書店等を回遊できるような仕組みにすること。

(3) 広報

フェアの認知拡大と集客促進を図るため、メディアごとの特性やターゲット層に応じた広報戦略を展開すること。

- ・プレスリリースを活用した新聞・テレビ・Webメディア等による取材促進
- ・SNSと連動したキャンペーンによる参加型・拡散型の情報発信 など

(4) 成果の検証・提案

以下の観点から、定量・定性の両面で多角的に検証を行うこと。

- ・来場者・参加者数
- ・書籍の売上・貸出数
- ・SNSのインプレッション数、エンゲージメント
- ・アンケートやヒアリングによる来場者及び書店等の評価
- ・本業務の成果指標（目標値）を複数設定し、そのうちの一つを「フェアの来場者や参加者のうち、長崎県に行きたいと思った人の割合75%以上」とすること。
- ・検証結果に基づき、本業務の成果・課題を整理し、次年度以降の展開に向けた提案を行うこと。

5 業務完了報告

業務完了後、以下の内容を取りまとめた業務完了報告書を提出すること。

- ・実施状況（概要、来場者・参加者数、記録写真、広報記録等）
- ・成果検証結果（アンケート集計結果、売上・貸出データ、SNS の反応等）
- ・次年度以降の展開に向けた提案
- ・本業務で制作した冊子等の配布物（電子データを含む。）

6 その他

- (1) 業務実施にあたっては、県と十分な協議を行い、疑義が生じた場合や仕様書に定めのない事項については、その都度協議し、決定すること。
- (2) 業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、業務の一部について事前に県の承諾を得た場合は、この限りでない。
- (3) 本業務に関連する文書・記録・データ等を適切に保管し、県からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。
- (4) 著作権者または出版社等の許諾が必要な展示・配布物等は、受託者の責任のもと、適切に処理すること。
- (5) 本業務の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、県に帰属するものとする。また、受託者は県及び県が指定する者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- (6) 個人情報を取り扱う場合は、長崎県個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱い、保護に努めること。